## 議事要旨(3) 無形資産に係る会計基準の検討

冒頭、新井副委員長(専門委員長)より開発費以外の論点として、定義・認識要件等の5点をディスカッションポイントとして議論させていただきたいとの説明が行われた。続いて紀太専門研究員より、審議事項(3)に基づいて具体的な説明が行われた。委員等からの主な意見は以下のとおりである。

ある委員より、開発費の資産非計上とのれんの償却に関して現行の取扱いを当面維持することとしても、例えば、無形資産を投資消去差額から適切に分離する必要性の観点等からも、無形資産の包括的な会計基準は開発すべきであり、定義や認識要件の検討を基準開発のスターティング・ポイントとしてはどうかとの意見が述べられた。また、個別論点についてもそれぞれ検討すべきであり、例えば、借地権については日本固有の問題ではなく、海外でも類似のケースが IFRS 解釈指針委員会に上がっているので、日本でも取扱いの明確化を図ることは意義がある。また、繰延資産については、無形資産の定義や認識要件を設けた上で、資産性有無の観点等から残すか否かを議論すべきとの意見が述べられた。

別の委員より、包括的な会計基準の開発か個別論点の対応かの選択を議論するというより、 包括的な会計基準を開発すべきか否かをまずは検討すべきであり、その際には定義と認識要件についてスポットを当ててはどうかとの意見が述べられた。

また、別の委員より、まずは IASB のアジェンダコンサルテーションでコメントした社内開発費やのれんに関する意見発信を行うことを前提として我が国の考え方を取りまとめていくことに注力することとし、今、包括的な会計基準を作る必要はないと考えられ、また、繰延資産はもともと資産性という判断基準だけで計上されている類のものではないので、その重要性等を勘案して検討すべきであるとの意見が述べられた。

あるオブザーバーより、開発費に関する研究報告の取りまとめと無形資産に関する基準を作ることは必ずしも矛盾せず、まずは無形資産の定義・認識要件等をつくることから取り組んではどうかとの意見が述べられた。

また、別の委員より、のれん以外の無形資産の認識をしっかり行うことは必要なことであると思われるので、無形資産の定義と認識要件は検討すべきであると考えている旨の意見が述べられた。また、借地権は、税務に準じて行われている実務が多いことは確かだが、会計上、無形資産として処理すべきか、リースとして処理すべきか ASBJ で議論をして考え方が出てくれば実務上役立つのではないかとの意見が述べられた。

また、別の委員より、定義及び認識要件は設けるべきと考えるが、検討の過程では、どういったものが、無形資産の定義にあてはまるのか具体的に検討していくことが重要であるとの意見が述べられた。

また、別の委員より、開発費の資産計上が有用な情報となるのかどうか等の調査を優先すべきであり、個別の論点については、緊急性のある問題はないと考えているとの意見が述べられた。なお、借地権については、各国で経済体制や法制度が違い、日本国内でも地域によって状況が違っており、また、一部の業態や業種に限定される問題と思うので、会計基準よ

1

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

りも実務指針のような対応が良いのではないかとの意見が述べられた。

また、別の委員より、無形資産の認識要件と『討議資料「財務会計の概念フレームワーク」』における資産の認識要件とはどのような関係になるのかという旨の質問があった。これに対して、事務局から、討議資料の概念フレームワークは基準開発にあたって参考にするという位置づけのものと考えており、無形資産の定義や認識要件を考えるにあたっては、討議資料における資産の定義をベースに、目に見えないものであるなどという無形資産の特徴をどのように定義や認識要件に織り込んでいくかであると理解しているとの説明があった。

また、別の委員より、無形資産の定義及び認識要件は本来あるべきものだと考えるが、それだけが基準となるというのは考え難く、個別の項目も織り込まれるものと考えており、その際には、論点整理に対するコメント等も踏まえ、ニーズを確認・整理の上で進めてもらいたい旨の意見が述べられた。

最後に、西川委員長より、開発費に関しては継続的に調査研究等を行っていく予定である旨が述べられた。